

旧焼却施設内残置物廃棄業務委託仕様書

1. 委託業務名

旧焼却施設内残置物廃棄業務

2. 業務目的

大和高田市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）の旧焼却炉（以下「旧施設」という。）に残る機械部品や部材類、電気部品類、プラスチック類、ゴム類、仮設資材類、什器類、その他雑品類の残置物を、受注者が施設内から搬出、運搬及び処分をすることを目的とする。

3. 履行場所

本業務の履行場所は以下のとおりとする。施設の配置及び残置物の場所については、添付資料1の残置物位置図を確認すること。

大和高田市クリーンセンター旧焼却施設

住所：奈良県大和高田市今里川合方23番地

4. 履行期間

契約締結の日から令和8年11月30日（月）までとする。ただし、残置物の収集運搬及び廃棄等は令和8年10月30日（金）までに行うこととし、必要な届出、報告等は履行期間中に行うこととする。作業日にあたっては発注者と協議のうえ決定するものとする。

5. 受注者の条件

受注者は、産業廃棄物収集運搬業の許可（6. 処分対象物の許可品目を有すること。）及び大和高田市一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可を有していること。

6. 処分対象物

残置物の処分対象物は、以下に示すとおりとする。

（1）機械部品や部材、工具類等の残置物

ロストル（鋳物）部品、サイドプレート（SAS）部品、コンベヤチェーン部品、噴射ノズル部品、ボルト・ナット類、バルブ部品、フランジ類、ワイヤー類、工具類、耐火煉瓦類、キャストブル類、断熱材、ボンベ類、その他部品、部材類の残置物

（2）電気部品類の残置物

減速機付モーター、大型モーター、振動モーター、水中ポンプ部品、電磁接触器、インバータ、シーケンサー、その他電気部品の残置物

（3）プラスチック類、ゴム類の残置物

ホース類、シート類、パッキン類、プラスチック容器類、三角コーン、その他プラスチック類、ゴム類の残置物

（4）仮設資材類の残置物

単管・クランプ、足場板、木材、その他仮設資材類の残置物

(5) 什器類の残置物

机、椅子、ロッカー、棚、台、その他の残置物

(6) 家電類の残置物

モニター、プリンター、その他の残置物

(7) その他雑品類の残置物

可燃ごみ（紙類、ビニール、布、袋類）、塗料類、その他の残置物

(8) 除外物品

残置されている物（取り外したものと及び保管品、在庫品）以外の旧施設の設備や建物と一体となった作り付け等の物品は対象から除く。なお、旧施設の設備や建物と一体であることの判断が難しい場合は、必ず発注者に確認のうえ搬出すること。

(9) 産業廃棄物

産業廃棄物は、各々の性状に適した処分方法を選択し、産業廃棄物処理施設又は処理場に運搬し適正に処分すること。

(10) 事業系一般廃棄物

可燃ごみ（紙類や木材）等の事業系一般廃棄物は、発注者の指示に従いクリーンセンターの各施設で処分を行うこと。なお処分手数料については発注者が負担する。

(11) 処分対象物の位置と量と状態

処分対象物の位置は、「添付資料1」の残置物位置図に示す場所にある。量については、「添付資料2」の残置物一覧に提示するが、重量については重量目測のため実際の数量とは誤差が生じる。また状態については、焼却施設であることに加え放置されている期間が長いことから、粉塵等の付着があり、持ち出すには施設内で洗浄等が必要となる場合がある。

(12) 現場の状況確認

処分対象物及び現場の状況確認については下記の日時において可とする。希望する場合は事前に 11. 連絡先に問い合わせの上、希望日と時間を伝え発注者の了承を得るものとする。

令和8年7月1日（水）～令和8年7月7日（火）

平日9時～16時（但し12時～13時は除く）

7. 業務内容

受注者は、処分対象物を履行期間内に旧施設から搬出、運搬及び適切に処分すること。また、その搬出運搬等にあたっては、クリーンセンターの利用者や職員に危険を及ぼさないように細心の注意を払うこと。

(1) 受注者は、金属等有価に値する物については再資源化することを最優先とし処分すること。

(2) 産業廃棄物を処分するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃掃法」という。）を遵守し、産業廃棄物処理業の許可（6. 処分対象物の許可品目を有すること。）を有している処分業者に処分させること。

(3) 事業系一般廃棄物を処分するにあたっては、適切に分別したうえで、発注者の確認の

もとクリーンセンター計量器で計量のうえ各施設へ処分すること。

(4) 受注者は、廃掃法及び家電リサイクル法等、関連法令の規定に基づき業務を実施すること。また、本業務において周辺環境へ影響を及ぼさないよう配慮し、安全かつ円滑に実施すること。

(5) 業務計画書

受注者は、契約締結後は速やかに次に掲げる事項を記載した業務計画書を作成のうえ、発注者に提出し発注者の承諾を得るものとする。

(ア) 業務実施方針

(イ) 業務工程

(ウ) 業務実施体制

(エ) 配置責任者

(6) 事前打ち合わせ

クリーンセンターの運営状況によって、搬出、積込、運搬において作業日が限られる場合があるため、受注者は発注者と打合せのうえ工程表を作成し発注者に提出し承諾をえること。

(7) 関係官公署への諸手続き

(ア) 必要な関係官公署に対する諸手続きは、受注者の責任により遅滞なく行うこと。

(イ) 関係官公署への諸手続きに係る関係書類は、成果物として整理し提出すること。

(8) 提出物及び報告について

(ア) 産業廃棄物の処分に際し、受注者は廃棄が完了したあと、マニフェストに必要事項を記載して発注者へ提出すること。

(イ) 各作業工程における状況（作業前・作業後）を写真撮影により管理し、作業報告書として提出すること。

(9) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

(ア) マニフェストは受注者の負担とし、事前に必要事項が記載又は印字されたものを発注者に引き渡すこと。

(イ) 受注者は、発注者の発行する産業廃棄物管理票に適正に処理されたことを正確に記載し、発注者に提出すること。マニフェストの記載方法は、廃掃法の定めによるほか、本仕様書によるものとする。

(10) 廃棄物処理業等の許可証

本業務の対象となる廃棄物に関して、次の事項が確認できる許可証等の写しを提出すること。

(ア) 廃掃法による許可の区分（収集運搬業、処分業）

①収集運搬実施業者の許可証（産業廃棄物収集運搬業、一般廃棄物収集運搬業）

②産業廃棄物処分業者の許可証（処分業者の許可証）

(イ) 取扱いのできる廃棄物の種類

(ウ) 許可の条件

(エ) 許可の期限（業務の完了までに期限が切れる場合には、速やかに更新手続き中であることを示す資料の写し等を発注者へ提出すること。）

(オ) 処分先の処理又は処分施設の種類及び処理能力

(カ) その他、廃掃法等に基づく確認事項の図書

8. 産業廃棄物処分業者との契約及び支払い方法

受注者が産業廃棄物処分業者と業務提携する場合は、別途発注者と処分業者が契約を締結するものとし、処分代金については、受注者が処分業者へ支払うことを条件とすること。

9. 再委託の禁止

受注者は、本業務を他の者に委託してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

10. 留意事項

- (1) 本業務の実施によって知り得た情報を第三者に漏らし、あるいは他の目的に使用してはならない。
- (2) 処分対象物の収集運搬にあたって、施設の現状を変更しようとする場合、発注者の許可を得て行うこと。
- (3) 処分対象物は廃棄するものであって、機能等を保証するものではない。
- (4) 処分対象物に所有者が特定し得る情報が表示されている場合には、引き渡し時に受注者の責任と費用負担で必ずこれを除去すること。
- (5) 処分対象物の搬出作業に当たっては、事前に発注者と作業スケジュール、搬送ルートとの協議を行い、事故防止及び道路混雑、騒音等の発生に注意すること。
- (6) 受注者は、搬出作業等の現地責任者を定め、事故等が発生した場合には、速やかに発注者に報告し、その解決については発注者に負担させないこと。
- (7) 上記事項に明示していない事項でも、業務遂行上または技術上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において行うこと。
- (8) 本業務において、疑義が生じたときは発注者と協議のうえ、その取り扱いを決めることとする。

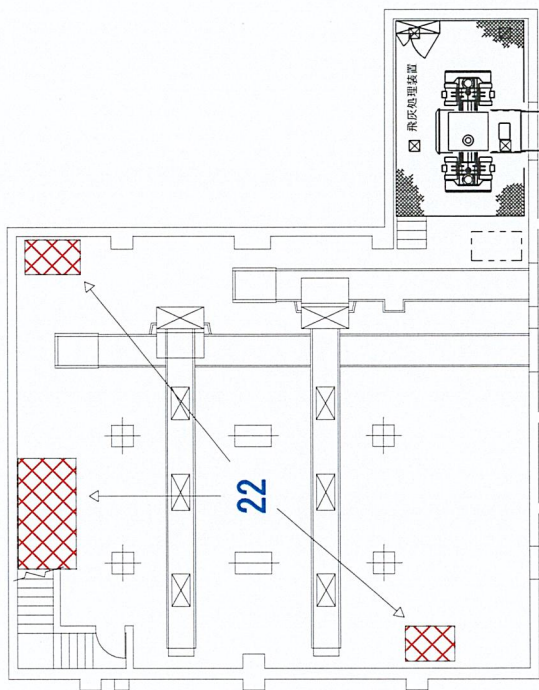
11. 連絡先

奈良県大和高田市今里川合方23番地
大和高田市クリーンセンター 企画整備課
電話番号 0745-52-1600

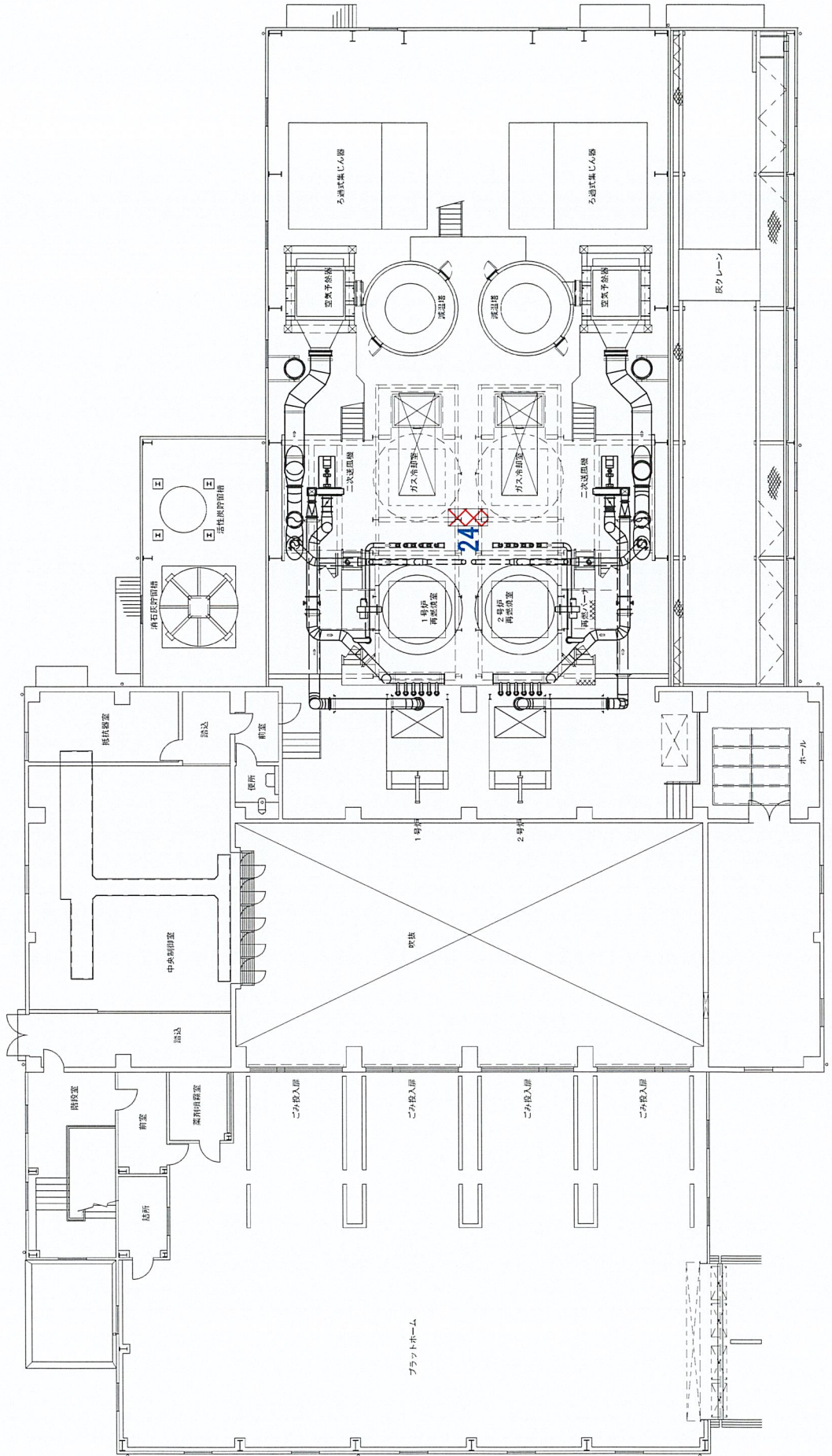
(添付資料 1)

残置物位置図

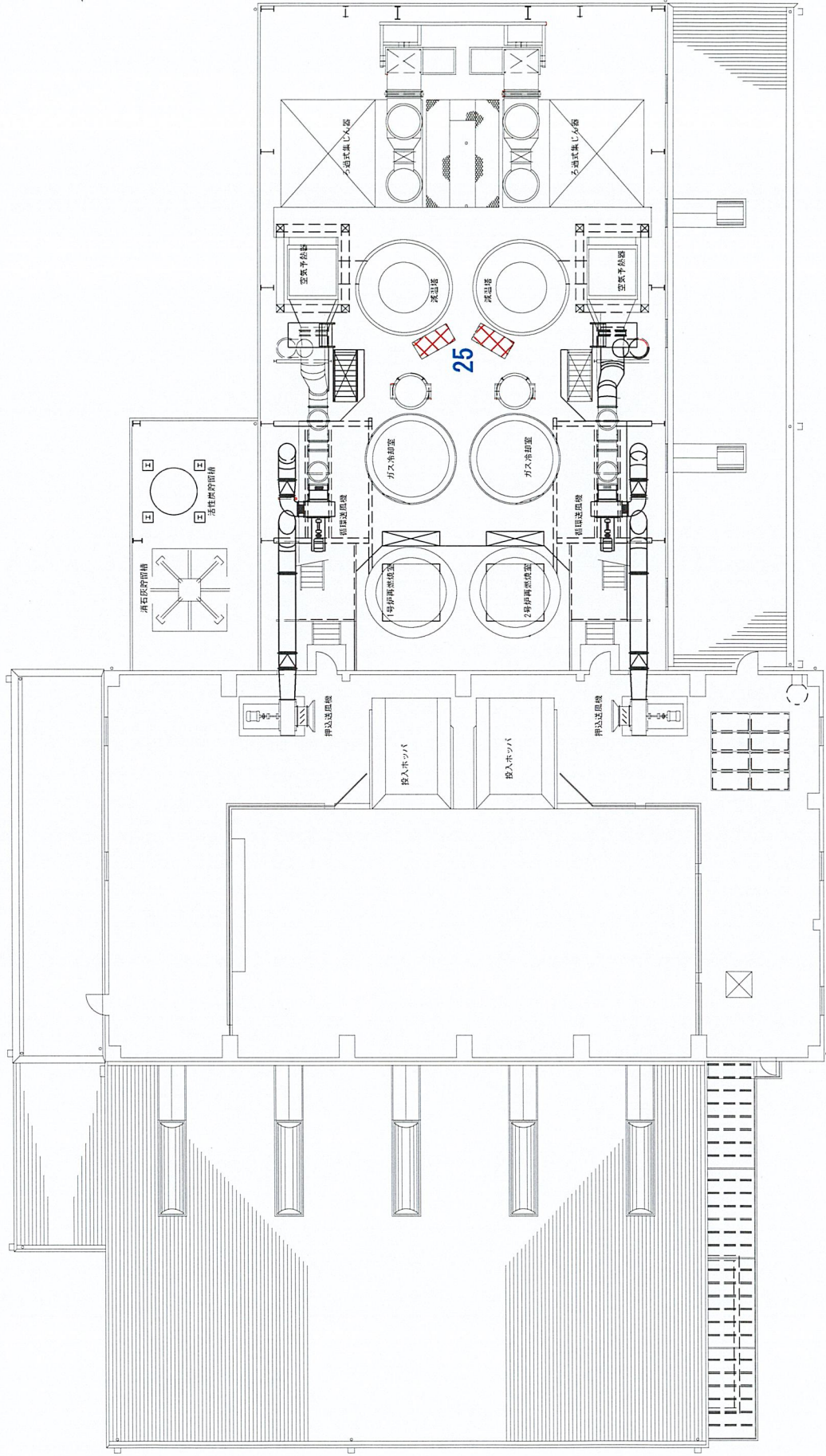
旧施設B階



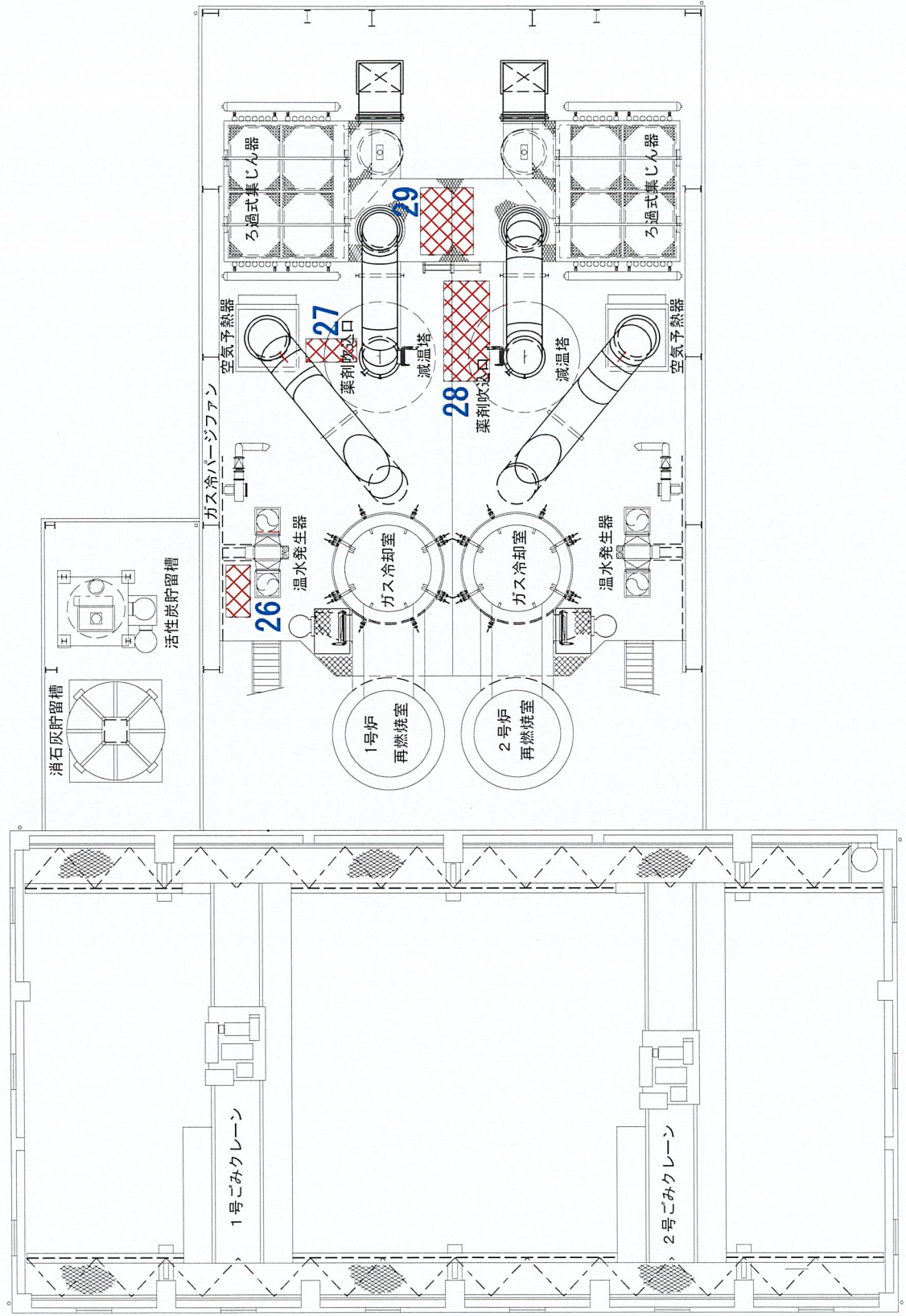
旧施設3階



旧施設 4階



旧施設5階



(添付資料2) 残置物一覧

(単位：t)

階数	残置物 位置 番号	残 置 物 種 別							
		主な機材・什器類	その他（主な機材・什器類の重量は含まない）						
			木・紙	混合	がれき類	ガラス・陶器くず	ゴムくず	廃プラスチック	金属類
B階	22	脚立(H1500~H1800)×5	0.05	0.1	—	—	0.2	0.03	0.06
1階	8	動力モーター×6・水中ポンプ×4 スチール棚(2000×300×H1800) 木製ラック(3000×400×H1500) 重量棚(2000×600×H1800)×4 軽量棚(1500×500×H1500) 油圧シリンダ	0.05	0.08	—	0.01	0.05	0.05	0.2
	9	ポンプ付モーター(1500×500×H1500)	0.03	0.03	—	—	0.01	0.02	0.06
	10	大型インバータ×2台(300×400×H600)	0.05	0.01	—	—	—	0.02	0.02
	11	水中ポンプ・試料ポンプ3本	0.01	0.02	—	—	0.07	0.01	0.01
	12	ワイヤー(26m)×2	0.01	0.01	—	—	0.03	0.01	0.06
		キャブタイヤ20m×2							
	12	油圧シリンダ×2	—	—	—	—	—	—	0.2
		スチール棚(2000×300×H1500)							
	14	小型エアポンプ×2	0.03	0.03	—	0.01	0.01	0.03	0.02
	15	アルミスライダー(5m)	—	—	—	—	—	—	0.17
	16	動力モーター×2	0.02	—	—	—	—	—	0.02
	17	食器棚(900×300×H1500)	0.03	0.05	—	0.01	0.02	0.05	0.05
		軽量棚(1200×300×H1500)							
		脚立(H1500)・踏み台(600×600×600)							
18	動力モーター×2	—	—	—	—	—	—	—	
19	プラ製パレット	0.01	0.05	—	—	—	0.02	0.03	
20	水中ポンプ×2	0.01	0.01	—	—	—	0.01	0.01	
21	三脚(H2000)	0.01	0.02	—	—	—	0.02	0.02	
2階	1	机×2・椅子×2・長机 書棚(900×400×H900)・プリンター 重量棚(2000×600×H1800)	0.01	0.05	—	—	0.01	0.02	0.03
	2	重量棚(2000×400×H1800) スチールラック(1200×250×H1800)	—	—	—	—	—	—	—
	3	靴箱(1200×400×H1800)×2	—	0.01	—	—	—	—	—
	4	靴箱(1200×400×H1800)×3	—	0.01	—	—	—	—	—
	5	ロッカー(2000×400×H1200)	—	0.01	—	—	—	0.02	—
	6	油圧ユニット(600×400×H600)	0.01	0.03	—	—	0.01	0.02	0.01
	7	パレット(プラ製)・換気ブロワ 踏み台(600×600×600)	0.03	0.8	—	—	0.02	0.05	0.05
23	軽量棚(1200×400×H1200)	0.02	0.01	—	—	—	0.02	0.03	
3階	24	特になし	0.02	—	—	—	—	0.02	—
4階	25	重量棚(1500×500×H1500)×2	0.04	0.01	—	—	—	0.02	0.01
5階	26	特になし	—	0.1	—	—	—	—	—
	27	重量棚(1500×500×H1500)	—	—	0.08	—	—	—	—
	28	特になし	0.02	0.2	0.03	—	—	0.06	0.04
	29	特になし	—	0.1	—	—	0.2	0.05	0.6
外周	30	油圧シリンダ×2	0.06	0.5	0.08	—	0.03	0.04	1.2
	31	特になし	0.4	1.5	—	—	—	0.05	0.06
	32	特になし	0.2	4	6	—	—	0.04	0.04
合 計			1.12	7.74	6.19	0.03	0.66	0.68	3